

[犯罪捜査のための通信傍受に関する訓令]

[令和元年12月17日]

[本部訓令甲第10号]

[沿革]

(概要)

この規定は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、通信傍受規則及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の適正な実施のため

- ・ 傍受令状の請求
- ・ 傍受の実施及び再生の実施
- ・ 通信記録物等の管理

等必要な事項を定めたものである。